

世田谷区立小学校PTA連合協議会

令和5年度 教育条件整備要望に対する回答書

令和5年2月13日
教育委員会事務局

1. 安心・安全な教育環境について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、学校生活が大きく変化し、子どもたちの学びも制限されています。子どもたちの学びを止めることなく、少しでも多くの希望を持って学校生活を送れるよう、新しい学びの構築、環境整備をお願いいたします。

また、昨今の異常気象により甚大な災害が増えるとともに、日常的な気象も確実に変化しています。子どもたちの安心・安全な教育環境の中で学校生活を送れるよう、早期の適切な対応をよろしくお願いします。

特に、世小Pでは、ICT環境の整備・学校施設・設備関連・警備体制の早急な改善および継続を望みます。数年に渡る継続事項に関しましては、明確な事業実施までどのように検討されているのか現状の進行状況もお願いします。

【回答の方法】以下の①～③について、各項目につき明記をお願いいたします。③につきましては、計画されている予定を、可能な限り具体的にご回答をお願いいたします。

- ① 区における担当部署
- ② 現在（令和4年度）までの実績
- ③ 令和5年度以降の計画

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|--|--|--|
| 1-1 ICT環境の導入後の整備・オンライン | 授業の推進 | 【継続要望】 |
| <p>ICT教育及びICT活用について、1人1台端末環境を整備いただき、感謝申し上げます。子どもたちの端末適応能力に相応しい、積極的な利用に向けてメッシュWi-Fiを導入するなど校内通信ネットワークを早急に要望いたします。特別教室、体育館など、教室だけではなく小学校のどこでも新しい学びが充実することを願います。</p> <p>日常的なツールとして活用できるよう、今までの教育ツールを見直し、最適で効率的な学びのために、ペン等のデジタル教材の導入、ノートやプリントのペーパーレス化を要望いたします。</p> <p>さらに、学校と家庭との連絡手段は、ロイロノートやスグー、紙など状況により様々となっていますので、一元化を望みます。連絡だけではなく、学習面においても、保護者と学校でクラウド保管などにより共有できるシステムの導入を要望いたします。</p> <p>オンライン授業に向けた取り組みも始まりましたが、現状では通学できる環境となり、緊急時に備えた準備として子どもたちも受け止めています。緊急時ではなく日常的に学校でオンライン授業を受けることができるよう、学ぶことに場所を選ばない環境整備を要望いたします。また、教員には学習指導用パソコンを導入しiPadではカバーできない業務を推進いただくようお願いいたします。</p> <p>デジタルネイティブ世代を育成するにあたっては、ICT教育及びICT活用のさらなる充実を図るため、ICT支援員などの活用や、ICTに対応できる専任の先生の常勤を望みます。</p> <p>iPadの使用について世田谷区では、親子が話し合い利用時間を約束するようになっておりますが、いつでも使用できる状態にあります。スクリーンタイムの設定やアプリの制限などを、学校や保護者にて設定できるように権限を付与していただけるよう要望いたします。</p> <p>特に、低学年においては、ネットの危険性を理解できず遊び道具になっておりますので、ITリテラシーの強化を実施すること、持ち運びの負担を考慮してiPadを学校保管することを要望いたします。持ち運びが必要であれば、他機種への変更など軽量化のご検討をお願いいたします。</p> | <p>教育研究・研修課</p> <p>教育指導課</p> <p>教育ICT推進課</p> | <p>ICT支援員の配置については、令和3年9月より、各校月1・2回から週1回程度に加配しています。厳しい財政状況の中、同等程度以上の配置を見込んでいます。</p> <p>文部科学省は対面による授業を基本としているため、現時点でオンライン授業は、緊急的な位置付けとなっております。ICT端末が整備され、学びの方法は多様化してきており、今後も、国の動向を注視してまいります。</p> <p>【校内通信ネットワークの整備について】 令和2年度中に全小中学校に高速大容量のインターネット接続が可能な環境と、普通教室及び特別支援学級教室を対象に学習用タブレット型端末を接続可能な無線Wi-Fiアクセスポイントを整備するとともに、令和3年度末に、特別教室や体育館等でもLAN差込口に接続するだけで使用可能な可搬型Wi-Fiアクセスポイントの追加配備を実施しております。 今後、全ての特別教室でのWi-Fi利用に向け、財政部門と協議の上、順次、可搬型Wi-Fiアクセスポイントの追加配備を進めてまいります。 一部、体育館等にLAN配線やLAN差込口がない学校がございますが、既存校でのWi-Fi環境拡充には配線や機器構成等のハード的な改修が伴うため、即時の整備が難しい部分もあることから、学校の改築や大規模改修に合わせ、財政部門と協議の上、順次進めてまいります。</p> <p>【教育ツールの見直し等について】 教育ツールの見直しやペーパーレス化等については、児童・生徒の実態や教育内容に合わせ、学びの充実に向けて引き続き検討してまいります。</p> <p>【学校と家庭との連絡手段や学習内容の共有について】 学校と家庭との連絡につきましては、連絡内容に応じてスグーやロイロノート等により実施しております。 また、保護者と学校での学習内容の共有につきましては、ロイロノートやTeams等により一部実施しております。 これらのツールの将来的な統合の可能性につきましては、今後の検討課題としてまいります。</p> <p>【教員向けのパソコン配備について】 教員向けの学習指導用パソコンにつきましては、すでに各学校に配備しております。</p> |

| | | |
|--|--------------|---|
| | | <p>【学習用 i P a d について】</p> <p>学習用 i P a d におけるスクリーンタイム機能につきましては、「できるだけ自由に利用できるようにする」という方針は維持しつつ、家庭のルールに基づく活用を行っていただくため、令和4年12月中旬より提供を開始しました。スクリーンタイム機能を通して、アプリの利用制限等を含む利用ルールを設定可能です。</p> <p>I C T リテラシーの強化につきましては、引き続き教育委員会として各種リーフレット等による普及啓発に努めるとともに、各学校においても児童・生徒に指導してまいります。</p> <p>端末の学校保管につきましては、保護者からの要望に基づき学校保管とすることは可能です。</p> <p>端末の重量につきましては、本体自体は500g未満と軽量ですが、児童・生徒が様々な場面で使用することを想定し、一定の重量を伴う耐衝撃性キーボード付カバーを添付しておりますので、ご理解の程お願いいたします。</p> |
| <p>1-2 みんなで使えるジェンダーレストイレの設置とトイレ対策 【継続要望】</p> | | |
| <p>昨年、令和4年度に新規要望として、SDGs 目標5にも掲げられているジェンダー平等の実現を踏まえ、これからの時代に必要不可欠なものと考え、ジェンダーレストイレの設置について要望いたしました。特に有事の際、地域の避難所として小学校が開設された場合にも必要不可欠と考えますので全校への導入のご検討をお願いします。</p> <p>トイレについては、昨年度1-4の項目で、校舎などの改築・修繕にて、洋式トイレの家庭での一般化、老朽化による衛生面の悪化等から洋式トイレへの改装及び在籍児童の増加による増設、児童の活動に合わせた体育館や校庭、プール等へのトイレ設置について要望いたしました。今年度もトイレに関する要望が上がっていますので、施設の一部としてではなくトイレの対策として別途要望いたします。</p> <p>トイレの汚れから排泄を我慢、躊躇する子がいます。改修工事はされていても、清掃が行き届かないことがあり、清掃業者が入ることで、衛生面が改善され感染症対策として有効であると考えますので、清掃業者採用の検討をお願いいたします。</p> <p>トイレレイアウトについては、男女の入口を完全に分ける、中が見えないようにする、臭気があがらないようにするなど環境を考慮した改修を実施していただけるよう要望いたします。</p> | <p>教育環境課</p> | <p>ジェンダーレストイレの設置について、今後改築する学校およびトイレ改修を予定している学校につきましては、順次導入検討を行っているところでございます。また、現状施設においても対応が必要な学校については、トイレスペースが限られることから、学校と協議を行い、対応方法についての検討をしております。</p> <p>トイレの洋式化につきましては、学校施設の状況把握に努めながら、レイアウトなど学校と協議のうえ、計画的に改築、改修を行ってまいります。</p> <p>また、プールのトイレにつきましては、安全確保の観点から、必要に応じた対応を行ってまいります。</p> <p>なお、トイレの清掃は、学校職員や主事業務委託校での受託業者が対応しています。清掃が不十分な場合には、その都度、学校へお伝え願います。</p> |

| | | |
|---|---------------------|--|
| <p>1-3 校内での感染症対策 【継続要望】</p> | <p>学校健康 推進課</p> | <p>マスクの着用に関しては、特に運動などを行う際に熱中症等のリスクが高まることを踏まえ、適宜学校等へ適切に対応するよう周知しております。 また、安心・安全な学校生活が送れるよう、引き続き児童・生徒へ手洗い・マスクの着用・換気などの基本的な感染症対策について周知徹底してまいります。 オートソープディスペンサー等の感染症対策物品については、学校の希望に合わせ柔軟かつ迅速に購入設置等の対応ができるよう学校に対して予算を分割するなど引き続き対応してまいります。</p> |
| <p>学校での集団生活において、感染症対策を実施いただき感謝申し上げます。 感染症対策において手洗いは重要であり、公共施設の多くが自動水栓となっているなか、小学校の手洗い場の自動水栓、オートソープディスペンサーは継続して要望いたします。 児童の外遊びにともなう水分補給などで、水道水の使用が感染症対策として制限される現状を考慮して冷水器の設置を要望いたします。 マスク着用に関しては熱中症等の事例を踏まえ、事故が起こる前に適宜ガイドラインを検討いただくことも引き続き要望いたします。 集団生活でも安心・安全に送れるよう、感染症対策を迅速、柔軟に対応できるよう周知徹底をお願いいたします。</p> | <p>教育環境課</p> | <p>自動水栓につきましては、今年度に引き続き、令和5年度、6年度で、各学校につき6～8か所程度を想定して全校に設置いたします。 水分補給は従来どおり水道蛇口から可能です。また、冷水器につきましては、常温の水道水で問題ないと考えております。</p> |
| <p>1-4 校舎・体育館・校庭の改築・修繕 【継続要望】</p> | <p>教育環境課</p> | <p>学校施設の状況把握に努めながら、計画的に環境やバリアフリー化への配慮を含めた改築・大規模改修等を行ってまいります。プールや体育館の修繕等は、安全確保の観点から、必要に応じた対応を行ってまいります。 改築、大規模な工事を伴う改修の実施前には、説明会や事前周知を行っております。 また、普通教室等の空調設備については、令和5年度からの5か年計画を策定し、計画的に更新してまいります。 校庭整備については、グリーンダストを基本としており人工芝の設置はしていませんが、今後は改築・改修を行う場合は、グリーンダストと比較して埃が立ち難い粒度調整を行った素材を標準としてまいります。 校庭に設置されている遊具については、3年ごとに業者による点検を行っており、危険な状況などが確認されれば、新たに設置又は修繕等の対応を行います。</p> |
| <p>未だ学校によって安全な学校生活に支障をきたしているところがあります。校舎の雨漏り、プールの老朽化、階段が滑りやすい、傘立てなどで廊下の安全確保が難しいなど、各校の現状に合わせて、早期の適切な対応をお願いいたします。加えて、学校施設に大幅な変更をする場合、方針を決定する前に、事前に保護者を始めとする関係者の意見を十分に聴取いただけるようお願いいたします。 学校施設整備の要望については、熱中症対策に多くの声があがっており、校舎・体育館の遮熱対策、空調設備の整備、校庭での日よけ設置やミストシャワーの設置を要望いたします。また、空調設備の整備に関して、交換や修理対応については、熱中症の危険回避のためにも、迅速に対応いただけるようお願いいたします。 また、環境に配慮した対策として、太陽光発電設備の設置、LED照明への変更を要望いたします。校舎・体育館の遮熱対策は熱中症対策だけではなく環境負荷を軽減し、空調の省エネルギー化を図れますので検討をお願いいたします。 学習環境整備として、個別指導のための教室や児童数が増加している学校もあることなどから増室の検討をお願いいたします。また、オープンスペース型の教室を取り入れる学校が増えてきておりますので、それらの事例をもとに子どもたちが学びやすい環境づくりを進めていただくよう要望いたします。 校庭について、現状のダスト舗装では、雨天後すぐに使用できないこと、乾燥し砂埃を発生させることなどから、人口芝の導入を要望いたします。 また、校庭に設置されている木製遊具については、経年劣化が進んでいるとの声がありますので、宮城での痛ましい事故事例を考慮して確認を実施し、新しい遊具の設置を要望いたします。 地震、水害などの自然災害時、避難所として機能する学校（特に体育館のバリアフリー化、非構造部分の耐久性など）となるよう、改善の検討をお願いします。</p> | | |

| | |
|---|---|
| <p>1-5 プールにおける熱中症対策、低体温対策など 【継続要望】</p> | |
| <p>熱中症対策として、プールの日よけについては継続して要望いたします。毎年、既存校での新たな庇の設置が難しい状況と回答をいただいておりますが、プールの授業は継続されている現状、簡易的なものでもよいので子どもの安全対策として早期の対応を望みます。</p> <p>また、炎天下プールサイドは、足裏やけどの危険があること、児童の見学は熱中症の危険があることなどこれらを考慮した対策をお願いいたします。</p> <p>プール開催については、熱中症予防の観点から酷暑を避け、時期を早めたり、延ばしたりするなどの配慮をお願いいたします。時期の検討と合わせて、引き続き温水シャワー設置を要望いたします。プール授業を早期に実施した際に、現在の外気温と水温の設定では体感温度と異なるため、冷たい水温に体温を奪われた身体に真水のシャワーでは、低体温症を引き起こす危険性を孕んでいます。</p> <p>環境設備にも配慮いただき、外部から見えるようになっていないかなど、いろいろな角度から、児童の安全を確保していただけるようお願いいたします。</p> <p>これらを解決するにあたり、新たに民間施設の利用を提案いたします。民間温水プールを使用することにより、1年を通じて授業を気候や天候に左右されず、指導についても専任にお願いできるメリットがあり、維持費においても有効的であると考えます。</p> | <p>プールの日よけにつきましては、台風などの強風対策も踏まえ、改築時にはプールサイドに破損しにくい、より強固な庇等の設置を検討してまいります。</p> <p>ただ、既存校については新たに庇の設置が法的に適合する整備が難しい状況のため、庇のかわりに日よけシートで対応をする等の検討をしてまいります。</p> <p>近隣からの視線対策につきましては、個々の状況を確認しながら、必要に応じて設置を検討してまいります。</p> <p>また、プールにおける温水シャワーについては、改築時には順次設置を進めておりますが、既存校については、大規模な改修時に設置の検討してまいります。</p> <p>なお、プール施設の共同利用・民間施設の活用について、モデル実施を踏まえ検証を行っております。</p> |
| <p>1-6 警備員の配置と児童の安全確保 【継続要望】</p> | |
| <p>昨今、不審者に関する案件が多発する中、保護者の心配する声が一段と高まっています。保護者も地域の方と協力をしながら子どもたちの登下校を中心に防犯パトロールを行っていますが、在校時間帯の安全を守るには、何よりも警備員の存在が大きいと考えます。専任警備員の常駐配置は予算的に難しいとご回答をいただきましたが、各校専任の警備員を児童在校時全時間帯に配置していただきたいと強い要望が出ています。</p> <p>また、警備員には通学路の危険箇所への配置を検討いただけますようお願いいたします。通学路の安全確保については、各地で痛ましい事故が発生している現状を鑑みると必須です。</p> <p>関係各所と連携して、スクールゾーンやガードレールの設置、通学時間帯の通行禁止措置、冬場の安全確保に関わる街路灯の設置など、通学路の安全確保対策を要望いたします。</p> <p>その他、門のオートロック化につきましてもご検討いただいておりますが、誰でも入れる状態であることには変わりがありません。保護者用ICカード配布等、保護者証で解錠できるシステムのようなかたちで強化していただきますようお願いいたします。防犯カメラの設置要望の声も多くありますので、引き続きの早期の対策をお願いします。</p> | <p>警備員の配置拡充、常駐配置は新たな財政支出や人材の確保が必要となります。学校は教員をはじめ多くの大人が働いており、区全体の財政状況や費用対効果等を考慮のうえ、様々な安全対策との組み合わせの中で、安全な学校のあり方に関係各課と協議・検討してまいります。</p> <p>校門等のオートロック化は、校門や昇降口サッシの改修、電気配線等の工事が伴うことから、学校の改築および大規模改修に合わせ、順次導入してまいります。</p> <p>引き続き、防犯カメラの設置等学校のセキュリティ強化に努めてまいります。</p> <p>警備員の通学路への配置については、現在、統合・改築などの特別な事情がある場合を除き、配置しておらず、また、全小学校通学路上への警備員配置には多額の予算が必要となるため、対応は難しい状況です。</p> <p>一方で、スクールゾーンやガードレール設置などの通学路安全対策については、定期的実施している通学路合同点検等でのPTA・学校からのご要望を踏まえ、安全安心な通学路になるよう警察・道路管理者等へ働きかけを行っております。引き続き、関係機関と連携し安全確保に努めてまいります。</p> <p>そのほか、通学路上の防犯カメラ設置に関しては、すでに各校の学区域内に最低5台設置し、区内全域で410台設置しております。追加での設置については、各学校からの要望がある場合に予算措置を含めて検討してまいります。</p> <p>子どもの安全確保は、学校を中心に保護者やPTA、地域等が連携して取り組むことが重要であり、様々な安全対策との組み合わせの中で、安全な小学校の在り方に関係各課と協議・検討してまいります。</p> |
| <p>教育環境課</p> | <p>学校職員課</p> |
| <p>教育環境課</p> | <p>学校健康推進課</p> |
| <p>教育総務課</p> | <p>教育総務課</p> |

2. 学校教育の充実について

子どもの基礎学力向上を図るためには、学校による格差が生じないように、児童の発達段階を考慮した基礎・基本の学習を正しく理解、習得できる教育の推進が大切であり、そのために以下のことを要望します。

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|---|--------------|--|
| 2-1 学校図書室の充実 【継続要望】 | | |
| <p>感染拡大により、使用制限をされている学校図書室ですが、ICT環境と並行し、活字として本を読むこと、「調べ方・学び方」の原点を身につける重要な場所と考えます。</p> <p>児童増加により縮小される学校図書も増えていますが、蔵書の充実、時代に沿った入れ替えを要望いたします。学校図書室の蔵書については、データベース化し開放していただくことで、保護者が子どもに読んでほしい本を勧めることが可能になります。ICT教育と並行して、電子書籍の導入の検討と、蔵書のデータベース化を推進していただけますようお願いいたします。</p> | <p>教育指導課</p> | <p>学校図書館は、児童・生徒の「読書センター」及び「学習・情報センター」の機能をもち、学校教育の中核たる役割を果たすよう期待されています。このようなことから、蔵書の内容・入れ替え等については、予算の範囲内で、充実に努めてまいります。また、文科省の調査によりますと、電子書籍を導入している自治体は、令和2年度で約2%で、課題としては予算不足が最も多くっております。導入については、他自治体の状況も踏まえ、慎重に研究をしてまいります。</p> |
| 2-2 指導体制、教科指導の充実 【継続要望】 | | |
| <p>児童数が年々増加し1,000人規模の学校も増えつつあります。また、学習指導要領の実施により先生方の仕事量も増え、ICT教材など、多岐にわたる事務作業に追われています。</p> <p>スムーズな学級運営、きめ細やかな指導及び授業の充実、個別に対応が必要な児童の増加など、児童一人ひとりと向き合うためには、副担任制など数に余裕をもたせた教員の配置が必要であり、本年も教員数の見直しを継続して要望いたします。</p> <p>英語・理科・体育・家庭科は専門的知識や技術を伴う教科のため、学校差が生じないように専科教員による指導が必要であり、それにより担任の学級運営の時間確保に繋がるのではないかと考えます。また、先生方の「働き方改革」実現には、学校包括支援員、学校生活サポーター、養護教諭の増員配置も必要と考えます。サポートを必要とする児童が増えるなど、教員の負荷が増えていると感じますので、教員自らの家庭を犠牲にすることにならないように、危機意識をもった対策をお願いいたします。</p> <p>ただ、単純に数を増やす対策ではなく、質を確保し、本年度より施行された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」を遵守いただけますようお願いいたします。</p> <p>国の法改正により、段階的に全学年35人学級となりますが、低学年においては30人までの少人数学級の実施検討と、令和7年度の完了までの間にも子どもたちにきめ細やかな対応ができるよう、副担任・専科教員などの配置を考慮に入れた教員定数の引き上げを、引き続き東京都へ働きかけていただきますようお願いいたします。</p> | <p>教育指導課</p> | <p>これまで、東京都では独自に中学校1年生においては教員数を付加し、35人学級による教育を実施しています。加えて、国の法改正に伴い、今後、段階的に小学校における35人学級が実現されます。副担任制や教科担任制の導入を含めた教員定数の見直しについては、区教育委員会として機会を捉えて都に要望を伝えてまいります。</p> |

| | | |
|--|-----------------|--|
| <p>2-3 英語教育強化 【継続要望】</p> | <p>教育指導課</p> | <p>＜英語活動支援員＞ 外国語教育の更なる充実の必要性は認識しております。その中で、令和5年度から外国語指導助手（ALT）に係る契約形態を派遣契約に切り替えることで、柔軟な対応をとることができるようになります。全年への配置についても、事業者との契約内容を見直し、対応が可能となるように善処いたします。そのほか、英語活動支援員の人員配置の工夫、ICT教材の活用など、様々な工夫を通して、外国語教育の充実を図っていきます。 ＜英語専科教員＞ 英語専科教員の配置につきましては、都の配当基準によって22学級以上の希望する小学校に英語専科教員の加配が配当されています。21学級以下の学校については、国や都の動向を注視しつつ、区教育委員会として機会をとらえて要望を伝えてまいります。</p> |
| <p>2-4 スクールカウンセラーの勤務日の増加 【継続要望】</p> | <p>教育相談・支援課</p> | <p>スクールカウンセラーが学級担任や管理職、養護教諭とも相互に協力し、校内外における連携の中で専門的な役割を果たすため、効果的な研修を実施するなどさらなる資質の向上を図ってまいります。また学び舎での連携につきましては、スクールカウンセラーの検討会や研修の場を利用して情報共有を図っております。今後も引き続き連携の強化に向け取り組んでまいります。スクールカウンセラーの常勤化や土曜勤務などのご要望につきましては、今後の人員体制を検討する際の参考とさせていただきます。</p> |
| <p>今や学校になくってはならない存在であるスクールカウンセラー制度ですが、不規則な勤務体制や非常勤ということもあり、子どもや保護者から「相談したいときにタイミングが合わない」、「カウンセラーとの信頼関係が築きにくい」、「うまく連携が取れない」、など時間・日数・信頼関係の構築に関する声が多く寄せられています。常勤の検討、及び平日に相談時間のとれない保護者も多くいるため、土曜の登校日にも対応できるように強く要望いたします。 また小・中学校（学び舎）での連携を強め、密な情報交換をしていただくことにより安心して進学できると考えています。養護教諭との連携も含め、心の保健室としていつでも相談できる環境を整えていただけるよう、スクールカウンセラーの常勤を引き続き要望します。 さらには、いじめや暴力行為などの問題行動の防止や早期発見・早期解決につながるよう、世田谷区の対策である【世田谷区いじめ防止等対策連絡会】が定着・機能し、連携していくことをあわせ要望します。</p> | <p>教育指導課</p> | <p>いじめなどの問題行動の対応につきましては、教育委員会及び各小・中学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取り組みやいじめ防止等対策連絡会による各機関の連携を進めてまいります。</p> |

3. 特別支援教育に関する充実について

特別支援教育推進にあたり、配慮を要する児童の学校生活と地域生活支援の充実を図るため、以下を要望します。

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|---|----------|--|
| 3-1 特別支援学級の設置校の増設 【継続要望】 | | |
| <p><特別支援教室> 保護者への周知として、新1年生の全保護者にリーフレットを配布いただき、ありがとうございます。しかし、周知不足の声は多く、さらなる周知徹底をお願いいたします。 支援を必要とする児童が多岐にわたるため、未だ各校からの要望も様々あります。各校内に設置されたことにより支援を希望する児童が増え、場所・指導者が不足しています。 支援員やスクールサポーターへの予算は減らすことなく、必要な支援を当たり前に行うことができるよう改善を望みます。 また、子どもたちが落ち着いて授業を受けられる環境作りのため、期限を撤廃し継続して支援いただけるような仕組みを作っていただくことを要望いたします。</p> <p><特別支援学級> 区全体の児童数の増加により配置場所や配置スペースの確保は難しい状況ではありますが、特別支援学級の場所・指導者の増床・増員を求める声が多くあります。 世田谷区で推進している「特別支援教育と教育相談体制の強化」を、さらに充実させるためにも、現在、近隣に特別支援学級がなく遠方に通級している子どもや保護者の負担を軽減し、自分が生活する地域の方に見守られながら、学び舎単位で連携した教育を受け自立していけるよう、特別支援学級の全校への設置、もしくは設置校の増設を要望します。</p> | 教育相談・支援課 | <p><特別支援教室> 教育委員会では発達障害等の児童に対する支援を充実するため、全小学校に「特別支援教室」を設置しています。保護者の皆様への周知は重要であるため、引き続き学校を通じて新1年生の全保護者にリーフレットを配付するほか、区ホームページなどを活用し、今後も理解促進に努めてまいります。 利用児童数の増加等を踏まえた対応についても各校の要望を把握し、関係所管課とも連携しながら、教室環境や指導体制の整備に取り組んでまいります。 ガイドラインの改訂に伴い、都より、原則の指導期間についての考え方が示されております。一年毎に支援継続の必要性を検討し、支援を必要とする児童に対しては、指導期間に捉われることなく継続できるよう努めてまいります。 今後も東京都の動向を注視しながら、必要に応じて要望をあげてまいります。</p> <p><特別支援学級> 区全体の児童数の増加や35人学級への対応により、いずれの学校も余裕教室がないという現状があり、配置場所やスペースの確保など、特別支援学級の設置にあたっては難しい状況にございますが、対象児童数の推移を見極めつつ、今後の特別支援学級に入級する児童の状況や障害の種別、地域的なバランス、学級の規模などにも配慮しながら、「世田谷区小中学校特別支援学級等整備計画」に基づき、改修や改築の機会を捉えながら特別支援学級の計画的な整備に努めてまいります。 なお、令和5年度は、自閉症・情緒障害特別支援学級を1校増設します。</p> |
| 3-2 通常学級での学校支援員の増員など、人的支援の充実 【継続要望】 | | |
| <p>通常学級において、「担任1人では、配慮が必要な子どもへの対応に限界がある」、「もっと通常学級に専門の知識を持った補助の支援員を増員してほしい」、という声がいまだ多く寄せられているのが現状です。 保護者や地域の方から支援ボランティアを募集し、サポート体制を補強している学校も一部にはありますが、引き続き、低学年の早期から、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた人的支援体制の充実を要望します。これらは、区内で対応の格差が出ないような対策が必要です。支援、配慮が必要な児童について情報共有する機会を設けるなどをして、受入体制を整備いただけるようお願いいたします。 また、通常学級教諭への専門知識の教育、養護教諭、スクールカウンセラーとの連携強化も引き続き望みます。 学校への問い合わせについては、電話対応スクールサポートスタッフの増員や音声ガイダンスの設置を検討し、教員の負担がないような体制を整えることを要望いたします。</p> | 教育指導課 | <p>通常の学級における配慮を要する児童・生徒を支援する学校包括支援員については、平成28年度に全小・中学校に1人を配置し、平成30年度には5人を増員して大規模小学校5校に複数名の配置を実現しました。また、令和4年度には、大規模中学校3校への複数名配置を行いました。支援体制の更なる充実の必要性は認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、引き続き必要な人員数の確保に努めてまいります。 また、教員の専門性を高める研修や校内での情報共有等により、子どもの学びを支援してまいります。</p> |

| | | |
|--|-----------------|--|
| <p>3-3 「共に学び合う」環境づくりへ 【継続要望】</p> <p>将来社会の一員となる子どもたちが、小学校の年代からさまざまな人と出会い、助け合い、学び合うことを経験することは、人格形成上、極めて有用なことと考えます。</p> <p>世田谷区においては「第2次世田谷区教育ビジョン」及び「世田谷区における特別支援教育の今後の推進のあり方」において、「インクルーシブ教育システムの構築」、「共生社会の形成に向けた教育環境づくり」等が提言されております。計画の継続的な推進を引き続きお願いいたします。</p> | <p>教育相談・支援課</p> | <p>誰もが互いに人格と個性を尊重し、支えあい、人々の多様なあり方を相互に認め合える共生社会を実現するためには、子どもたちから多様な人と触れ合う経験を積み重ねることが大切であると考えております。今後も計画に基づき、「インクルーシブ教育の推進」、「共生社会の形成に向けた教育環境づくり」に取り組んでまいります。</p> |
|--|-----------------|--|

4. 新BOP/学童について

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|--|---|--|
| <p>新BOPにおいては、児童数増加により、学童利用者数も増加しており、人数に応じた活動場所の確保、拡充、見直しを早急をお願いいたします。つきましては、指導員が必要となりますので増員をお願いいたします。施設については、トイレやWi-fiなどの環境改善についても検討をお願いいたします。</p> <p>新BOPの学童利用については、保護者の事情を考慮していただき、6年生までの受入拡大、土曜日や夏季休暇時などの利用、休業時の受入時間を学校登校時間と合わせることで、19時までの受入時間拡大を要望いたします。</p> <p>また、休業時の食事については、弁当持参となりますが、食中毒対策として冷蔵可能な保管場所の確保や仕出し弁当の利用を要望いたします。</p> <p>その他、児童館の設置、「せたがや外あそびプロジェクト」の継続的な推進もお願いします。</p> | <p>生涯学習・地域学校連携課 子ども・若者部 児童課</p> | <p>①新BOPにおける、児童数の増加に伴う活動スペースの確保については、喫緊の課題と認識しております。学校と連携し施設の更なる活用に向け、活動場所の確保、見直しを含め、検討してまいります。</p> <p>②トイレ等、環境整備については、順次改善が必要などから進められるよう検討してまいります。</p> <p>③新BOP学童クラブの利用について、様々な貴重なお意見をありがとうございます。放課後の居場所としてBOPや児童館の活用も推奨してまいります。学校休業日における学童クラブの利用時間は午前8時15分からとしております。また、実施時間の延長については、令和5年度より実施を予定しております。宅配弁当の利用について、保護者の方が主体となり実施している新BOPもございます。希望する保護者の方へ情報が共有できるように工夫してまいります。</p> <p>④児童館の設置や外あそびについても、引き続き推進してまいります。</p> |

5. 通学路・学区の見直しについて

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|---|---------|--|
| <p>区内のマンションの新設や小田急線の高架化などにより、住環境・通学経路が変化し、通学路や学区の見直しを求める声が寄せられています。 上記2点の観点から、学区域の見直しのご検討を引き続きよろしくお願いいたします。</p> | 学校健康推進課 | <p>通学路の見直しに関しては、利用する児童の増減や住環境・通学経路の変化に合わせて、学校やPTAと調整し、地域の警察署の意見を踏まえ、引き続き適切に対応してまいります。</p> |
| | 学務課 | <p>通学区域は、教育環境の向上、通学等の安全確保、地域コミュニティの状況、避難場所との関連など、総合的判断から設定されており、これまでも学校の大規模化等の課題に対し、通学区域のあり方について検討を行ってまいりました。今後も学校の統合や大規模化等の課題の検討の際に、「学び舎」における小・中学校の連携・協力の強化の観点も踏まえ、学区域の検討・見直しを引き続き行ってまいります。</p> |

6. その他

| 要望事項 | 所管課 | 回答 |
|--|----------|--|
| <p>学校には、自由な発想で子どもたちの生活環境を改善いただくようお願いいたします。 例えば、ランドセルで登校しなければならないなど、暗黙のままルールになっているものを各学校のニーズに対応いただける仕組みを作っていただけるようお願いいたします。 そのためには、保護者も何が子どもにとって良いことなのかを、話し合い改善していくことが必要であると考えます。 それを考える機会のひとつが、PTA活動であります。 PTAの活動においては、いろいろな情報の共有が基本になります。情報の共有については、発信することが重要です。 そこで、世田谷区立小学校PTA連合会からのお願いとして、各PTAからの情報発信の手段として「すぐーる」を使用させていただきよう要望いたします。 すぐーるのホームページでは、PTAがチャンネルを持った情報発信が可能と謳っておりますので検討のほどよろしくお願いいたします。</p> | 教育ICT推進課 | <p>学校緊急連絡情報配信サービス「すぐーる」につきましては、各学校長の判断に基づき、PTAからの情報配信用チャンネルを設定することや、PTAから配信を依頼された内容を配信することは可能です。 ただし、情報配信主体（操作者）は各学校となりますので、ご承知おきください。</p> |